○経済産業省・環境省令第四号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二十号）の施行に伴い、国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令（令和七年経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受託者の解任） **第十一条**　環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所が受託者を解任した場合において、令第十七条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。	（受託者の解任） **第十一条**　環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。）が受託者を解任した場合において、令第十七条又は第十八条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。
（信託の記録の変更の申請） **第十二条**　令第十九条の申請は、様式第六の申請書によってしなければならない。	（信託の記録の変更の申請） **第十二条**　令第二十条の申請は、様式第六の申請書によってしなければならない。
2　（略）	2　（略）
（手数料の納付の方法） **第十七条**　令第二十条第二項の環境省令・経済産業省令で定める方法は、指定実施機関が行う事務に係る手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を指定実施機関に提出する方法とする。この場合において、当該振込みがあった事実を指定実施機関が確知している場合については、当該書面を提出することを要しない。	（手数料の納付の方法） **第十七条**　令第二十一条第二項の環境省令・経済産業省令で定める方法は、指定実施機関が行う事務に係る手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を指定実施機関に提出する方法とする。この場合において、当該振込みがあった事実を指定実施機関が確知している場合については、当該書面を提出することを要しない。
2　（略）	2　（略）
（振替の申請に係る手数料を免除することができる場合） **第十八条**　令第二十条第三項の規定による手数料の免除は、同条第一項第二号に掲げる者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合であって、当該申請をする者がその旨を申請書に記載した場合に限り、するものとする。	（振替の申請に係る手数料を免除することができる場合） **第十八条**　令第二十一条第三項の規定による手数料の免除は、同条第一項第二号に掲げる者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合であって、当該申請をする者がその旨を申請書に記載した場合に限り、するものとする。
様式第六（第12条関係） （略）	**様式第六**（第12条関係） （略）
地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第19条の規定により、信託の記録の変更について、次のとおり申請します。 （略）	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第20条の規定により、信託の記録の変更について、次のとおり申請します。 （略）

附　則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第百八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第七号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業 一　（略） 二　社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの イ・ロ　（略） ハ　児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、	1　医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業 一　（略） 二　社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの イ・ロ　（略） ハ　児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、